

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

日時：令和3年9月28日（火）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

議 事

1 諮 問

「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

資料1 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

<オンラインによる出席者>

委員	会長	柳憲一郎
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	堤委員
	池邊委員	平林委員
	池本委員	水本委員
	奥委員	宗方委員
	日下委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	渡邊委員
	高橋委員	

(18名)

事務局	木村政策調整担当部長
	宮田アセスメント担当課長

資料 1

3 環 総 政 第 395 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 3 年 9 月 28 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 528 号 「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

資料 2

3 環 総 政 第 396 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 3 年 9 月 28 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 529 号 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (9 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	日野市西平山土地区画整理事業 (工事の施行中その1)	令和3年7月27日
	(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画(工事の施行中その4)	令和3年7月30日
	(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画(工事の施行中その5)	令和3年7月30日
	新可燃ごみ処理施設整備事業(工事の施行中その2)	令和3年8月5日
	都宮村山団地建替事業(工事の完了後)	令和3年8月23日
2 変 更 届	(仮称)新ごみ焼却施設整備事業	令和3年8月16日
	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画	令和3年8月23日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和3年8月31日

8月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和3年8月20日

■事後調査報告書

(1) 中央新幹線品川・名古屋間（工事の施行中その3）

事業者名：東海旅客鉄道株式会社

項目	助言事項	回答
地下水	<p>1</p> <p>工事中における地下水の pH が 8.6 を超えている測定値が見受けられます。「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」では、地下水等の水質の監視において、薬液の種類によっては pH8.6 以下であることを求めています。測定値がこの値を超える場合は、酸性化だけでなくアルカリ化についても説明を付記頂くべきと考えます。</p> <p>また、ORP の測定値について、同一地点では、より還元的な深層地下水の方が低いことが一般に想定されますが、本報告書では同地点で比較すると浅層地下水よりも、深層地下水の方が高い値を示している場合が見受けられます。地下水試料の採取方法や ORP の測定方法が妥当であることを確認いただいた上で、工事の影響について説明を付記頂くべきと考えます。</p>	<p>品川駅の観測井（深層）付近で、pH8.9 が観測されておりますが、当時、該当の井戸付近で薬液注入作業を行っておらず、本工事に起因したものではないと考えております。今後の調査において、暫定指針値を超える結果となった場合には、報告書にて考察を追記いたします。</p> <p>また、地下水試料の採取方法は、環境省の定めるガイドライン（土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン）に基づき実施しております。ORP の測定方法については、建設省の定める方法（河川水質試験方法（案））に基づき、測定しており、施工業者より、計量証明書を受理しております。以上の理由より、測定方法は妥当であり、事後調査への誤記もありません。地下工事前に実施した調査においても、深層地下水の方が高い値を示す結果も見受けられるため、外的な要因も多く、本工事に起因したものではないと考えておりますが、今後も測定結果を注視し変動が生じた場合等は、原因を調査します。</p>

(2) 白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）

事業者名：白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

項 目	助言事項		回 答
騒音・振動	1	<p>評価書の予測条件と事後測定間で(a)断面交通量及び(b)工事用車両台数に違いがあると、(A)予測値及び(B)工事用車両の寄与度は変化する。そのため、予測条件と事後測定間で(a), (b)を比較した上で、(A)と事後測定結果の大小関係、及び(B)（道路交通騒音への工事用車両の影響）を説明する必要がある。しかしながら、このことが十分に説明されていない（実際、(a)の比較表は大気汚染の中で記載され、騒音・振動では引用されていない。(b)についても測定結果が基準値を超えた箇所のみ説明されている。）記載内容（説明の仕方）を改善していただきたい。</p>	<p>今後の図書等作成にあたって、ご指摘の内容を踏まえます。</p> <p>引用が必要な項目については、全てにおいて引用し、車両台数など条件に関わる部分については、評価に関わらず、整理するようにします。</p>
騒音・振動	2	<p>測定地点 St. 4 で、工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準を上回っています（表 2-11）。工事用車両以外からの寄与が主要因のようですが、工事用車両による増加分をできるだけ抑える必要があります。走行量の分散化等を検討して下さい。</p>	<p>工事用車両の走行量の分散化等、工事計画において配慮するようにします。</p>

9月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年9月28日

■変更届

(1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業

事業者名：小平・村山・大和衛生組合

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	一般に予測方法は理想的な条件を想定している。実際の現場に適用する際は、理想と現実の違いをどう考慮したかが分かるような説明を加えて頂きたい。	廣江委員

(2) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

事業者名：日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項目	助言事項		委員
景観	1	将来の首都高地下化の後は、東京都心の主要な景観の一つになる場所となりますので、意匠計画や外構計画には一層のご配慮を期待します。	宗方委員